

# 独占禁止法・各国の競争法ニュースレター

## 米国における企業結合届出の概要—届出基準額及び手数料の改定(2026年)

February 2026

### In brief

M&A (Mergers and acquisitions、以下「M&A」といいます。)において、計画段階から、独占禁止法の企業結合規制について検討することが重要です。アメリカ合衆国(以下「米国」といいます。)では、一定の M&A について、事前審査制度を採用しています。ハート・スコット・ロディーノ法<sup>1</sup>(以下「HSR 法」といいます。)は、米国の独占禁止法の一つで、M&A の事前審査手続きについて規定されています。HSR 法には、事前手続きに関する届出基準及び届出手数料についても定められ、この届出基準及び届出手数料は、毎年見直されることとなっています。2026年1月16日、2026年の新届出基準及び新手数料が公表されました<sup>2</sup>。

そこで本稿では、1.で米国の独占禁止法の概要を確認し、2.で改定された届出基準及び届出手数料について解説します。

### In detail

## 1. 米国独占禁止法の概要

米国には、公正な競争を制限する行為を禁止する法律、すなわち独占禁止法がいくつか存在します<sup>3</sup>が、企業結合規制に関係が深いものは、クレイトン法<sup>4</sup>及び HSR 法です。クレイトン法は、独占禁止法上問題となる典型的な行為を特定した法律で<sup>5</sup>、その問題となる行為うちの一つとして競争を実質的に制限する M&A を禁止します<sup>6</sup>。さらに、HSR 法では、届出基準を満たす M&A について、企業が当該 M&A を実行する前に、連邦取引委員会(以下「FTC」といいます。)及び司法省の反トラスト部門(以下「DOJ」といいます。)を併

<sup>1</sup> ハート・スコット・ロディーノ反トラスト改善法 1976 年、公法第 94-435 号、90 Stat. 1383(1976 年)。

<sup>2</sup> クレイトン法第 7A 条の改訂管轄権閾値、91 Fed. Reg. 2133(2026 年 1 月 16 日)

<sup>3</sup> 本稿記載のほかにも、米国の重要な独占禁止法として以下があります。

- シャーマン反トラスト法、公法第 51-647 号、26 Stat. 209(1890 年)(15 U.S.C.に改正され法典化) §§ 1-7(2024 年) カルテルや市場の独占を禁止しています。
- ロビンソン・パットマン法、公法番号 74-692、49 Stat. 1526(1936 年)(15 U.S.C.に改正され法典化) §§ 13-13b, 21a(2024 年) 中小企業を保護する目的で、価格差別を禁止しています。
- 1914 年連邦取引委員会法、公法第 63-203 号、38 Stat. 717(15 U.S.C.に改正されて法典化) §§ 41-58(2024 年) FTC を設立し、FTC に、不正または欺瞞的な競争手法を禁止する措置を取る権限を与えた法律です。

<sup>4</sup> クレイトン法、公法第 63-212 号、38 Stat. 730(1914 年)(15 U.S.C.に改正され法典化) §§ 12-27、29 U.S.C. §§ 52-53(2024 年)。

<sup>5</sup> 15 U.S.C. § 13。差別対価 (§ 18)、排他条件取引 (§ 19)、競争制限的な企業結合 (§ 18)、一定の役員兼任 (§ 18) が定められています。

<sup>6</sup> 15 U.S.C. § 18

せて「競争当局」といいます。)の事前承認を得ることを義務付けています<sup>7</sup>。これは、「HSR届出(HSR filing)」と呼ばれ、HSR届出をする企業(以下「当事会社」といいます。)は、所定の様式に従い、M&Aや当事会社に関する詳細事項を記載した届出を提出しなければなりません<sup>8</sup>。この届出基準及び届出手数料は、1990年以降、米国国民総生産の増減率を踏まえて、毎年、FTCによって更新されてきました<sup>9</sup>。

当事会社は、M&Aの実行前に、届出後30日間について取引を実行してはならない待機期間を設けなければなりません<sup>10</sup>、この待機期間には、短縮又は延長される2つのパターンがあります<sup>11</sup>。一つは、当事会社が期間短縮を申請し、競争当局が審査を30日より早く終了させた場合、待機期間が短縮されるというものです<sup>12</sup>。待機期間の短縮が認められた場合、競争当局は早期終了の旨を当事会社に通知するとともに、FTCの公式ウェブサイト及び連邦官報(Federal Register)において、当事会社名及び審査が早期終了した旨を公表します<sup>13</sup>。もう一つは、「セカンド・リクエスト」と呼ばれ、FTCとDOJの一方又は両方が、当事会社が行おうとするM&Aに対して懸念を有している場合、待機期間が延長されます<sup>14</sup>。競争当局は、セカンド・リクエストを発行することで、当事会社に対して当該M&Aに関連する追加情報や書類の提出を求め、当該M&Aが競争を実質的制限するかどうかをより詳細に分析・評価します。当事会社がセカンド・リクエストに従って関連する競争当局に情報を提出した後、さらに30日間の待機期間のカウントが開始されます<sup>15</sup>。競争当局が審査の結果、懸念なしと判断し、かつ、待機期間が経過した場合、当事会社は当該M&Aを実行することができます。なお、FTCの公式方針によると、このような場合、競争当局から追加のアクションがあるわけではなく、例えば審査終了の通知がなされたりするものではありません。

## 2. 届出基準とその改訂

### (1) HSR 法立法当初の届出基準

HSR届出は非常に負担の大きいものですが、届出基準を満たしている場合にのみ必要とされます。改定された最新の届出基準の前に、まずはHSR法立法当初の届出基準を説明します。

HSR法の届出基準は、(1)取引規模基準のみ確認する場合と、(2)取引規模基準及び当事者規模基準の両方を確認する場合の2つに大別されます<sup>16</sup>。HSR法立法当初の届出基準によれば、(1)取引規模基準のみの場合は取引額が2億ドルを超えるときに<sup>17</sup>、また、(2)取引規模及び当事者規模基準の両方を確認する場合は取引額が5,000万ドル超2億ドル以下、かつ、以下詳述する当事者規模基準も満たすときに、HSR届出が必要となりました。この当事者規模基準は、M&Aによって株式や資産等を取得される側(以下「被買収者」といいます。)が製造業に従事しているかどうかによって異なります<sup>18</sup>。被買収者が製造業に従事するとき、一方当事会社の年間売上高又は総資産が1,000万ドル以上、かつ、他方当事会社の年間売上高又は総資産が1億ドル以上の場合に当事者規模基準を満たします<sup>19</sup>。被買収者が製造業に従事していないとき、被買収者の総資産が1,000万ドル以上、かつ、買収者の総資産又は年間売上高が1億ドル以上である場合、当事者規模基準を満たします<sup>20</sup>。このように、被買収者が非製造業の場合は総資産のみが判断要素となるため、被買収者が製造に従事しているかどうかの区別は重要になります。例えば、下表1のとおり、被買収会社の年間売上高が2億ドル

<sup>7</sup> HSR法 § 18a(a)

<sup>8</sup> HSR法 § 18a(a)-(b); 「HSR Notification Forms, Instructions and Guidance」(2026年1月5日)参照。

<https://www.ftc.gov/enforcement/premerger-notification-program/hsr-notification-forms-instructions-guidance>

<sup>9</sup> HSR法 § 19(a)(5)。「1990年9月30日以降に始まる各会計年度について、10,000ドルおよび1,000,000ドルの閾値は、毎年10月1日以降、商務省またはその後継機関が決定した国民総生産の増加率(または減少)に等しい金額で増減されるものとする。」とされています。

<sup>10</sup> 15 U.S.C. § 18a(b)

<sup>11</sup> なお、TOBの場合、待機期間は15日間(同条18a(b)(1)(B)等の例外が存在します)。

<sup>12</sup> HSR法 § 18a(b), (e)

<sup>13</sup> 「Premerger Notification Office Staff, *Getting in Sync with HSR Timing Considerations*, Fed. Trade Comm'n」(2017年8月31日)。<https://www.ftc.gov/enforcement/competition-matters/2017/08/getting-sync-hsr-timing-considerations>

<sup>14</sup> HSR法 § 18a(e)(1)(A)

<sup>15</sup> HSR法 § 18a(e)(2)

<sup>16</sup> HSR法 § 18a(a)

<sup>17</sup> 「取引規模」とは、買収者が保有する議決権や資産の価値と定義されます(HSR法15 U.S.C. § 18a(a))。さらに、「当事者」とは、「最終的な親事業者およびそれが直接的または間接的に支配するすべての主体」と定義されています(16 C.F.R. § 801.1(a)(1)(2025年))。

<sup>18</sup> HSR法 § 18a(a)(2)(B)(ii)

<sup>19</sup> HSR法 § 18a(a)(2)(B)(ii)(I), (III)

<sup>20</sup> HSR法 § 18a(a)(2)(B)(ii)(II)

かつ総資産が 500 万ドルで、買収者の総資産又は年間売上高が 1 億ドル以上であるとしします。被買収者が非製造業のときには、年間売上高が考慮されず総資産のみを確認するため、総資産 500 万ドルでは閾値を満たさない、つまり、当事者規模基準を満たしません。しかし、被買収者が製造業であるとき、年間売上高 2 億ドルが 1 億ドルの閾値を超え、当事者規模基準を満たすことになります。

表 1: 製造業と非製造業の閾値判断の違いと結論への影響

事業	被買収者			買収者	当事者規模基準	
	年間売上高	総資産	考慮要素		満たす/満たす	理由
製造業	2 億ドル	500 万ドル	総資産 <u>又は</u> 年間売上高	総資産又は年間売上高 1 億ドル以上	満たす	年間売上高も考慮される。
非製造業	2 億ドル	500 万ドル	総資産のみ	総資産又は年間売上高 1 億ドル以上	満たさない	被買収者は総資産のみ考慮され、年間売上高は考慮されない。

仮に届出基準の検討に誤りや見落としがあり、届出基準を満たすのにもかかわらずそれを行った場合、巨額の罰金を科される可能性があることから、届出基準を正確に理解し、当てはめを行う必要があります。下表 2 では、HSR 立法当初の届出基準をもとに、届出基準を満たすかどうかの判断プロセスをまとめました。

表 2: HSR 届出基準判断プロセス(HSR 立法当初の届出基準)

検討中の M&A の概要	取引規模	当事者規模	被買収者の業種	HSR 届出の要否
大規模 M&A	2 億ドル超	検討不要	すべて (業種区分無し)	必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模 M&amp;A</li> <li>被買収者が製造業</li> <li>当事者規模基準充足</li> </ul>	500 万ドル超 2 億ドル以下	一方当事者の年間売上高又は総資産で 1,000 万ドル以上 かつ 他方当事者の年間売上高又は総資産で 1 億ドル以上	製造業	必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模 M&amp;A</li> <li>被買収者が製造業</li> <li>当事者規模基準不充足</li> </ul>	500 万ドル超 2 億ドル以下	一方当事者の年間売上高又は総資産で 1,000 万ドル未満 及び/又は 他方当事者の年間売上高又は総資産で 1 億ドル未満	製造業	不要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模 M&amp;A</li> <li>被買収者が非製造業</li> <li>当事者規模基準充足</li> </ul>	500 万ドル超 2 億ドル以下	被買収者総資産 1,000 万ドル以上 かつ 買収者年間売上高又は総資産 1 億ドル以上	非製造業	必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模 M&amp;A</li> <li>被買収者が非製造業</li> <li>当事者規模基準不充足</li> </ul>	500 万ドル超 2 億ドル以下	被買収者総資産 1,000 万ドル未満 又は 買収者の年間売上高及び総資産の両方が 1 億ドル未満	非製造業	不要
小規模 M&A	5,000 万ドル以下	検討不要	すべて (業種区分無し)	不要

(2) 2026 年の新届出基準と届出手数料

前述のとおり、2026 年 1 月 17 日、FTC は、最新の届出基準を公表しました。この新届出基準は 2026 年 2 月 17 日付で施行され、同日以降に実行日を迎える M&A に適用されます。新届出基準において、(1) 取引規模基準のみを検討するときは、5 億 3,550 万ドルに、(2) 取引規模基準及び当事者

規模基準両方を検討するときの取引規模基準は1億3,390万ドルに引き上げられます。さらに、この場合の当事者規模基準はそれぞれ2億6,780万ドルと2,680万ドルに引き上げられました。これらの新届出基準は下表3にまとめられています。

表3: HSR 届出基準判断プロセス(2026年新届出基準)

検討中の M&A の概要	取引規模	当事者規模	被買収者の業種	HSR 届出の要否
大規模 M&A	5 億 3,550 万ドル超	検討不要	すべて (業種区分無し)	必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模 M&amp;A</li> <li>被買収者が製造業</li> <li>当事者規模基準充足</li> </ul>	1 億 3,390 万ドル超 5 億 3,550 万ドル以下	一方当事者の年間売上高又は総資産 2,680 万ドル以上かつ 他方当事者の年間売上高又は総資産 2 億 6,780 万ドル以上	製造業	必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模 M&amp;A</li> <li>被買収者が製造業</li> <li>当事者規模基準不充足</li> </ul>	1 億 3,390 万ドル超 5 億 3,550 万ドル以下	一方当事者の年間売上高又は総資産 2,680 万ドル未満かつ/又は 他方当事者の年間売上高又は総資産 2 億 6,780 万ドル未満	製造業	不要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模 M&amp;A</li> <li>被買収者が非製造業</li> <li>当事者規模基準充足</li> </ul>	1 億 3,390 万ドル超 5 億 3,550 万ドル以下	被買収者の総資産 2680 万ドル以上かつ 買収者の年間売上高又は総資産 2 億 6,780 万ドル以上	非製造業	必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模 M&amp;A</li> <li>被買収者が非製造業</li> <li>当事者規模基準を不充足</li> </ul>	1 億 3,390 万ドル超 5 億 3,550 万ドル以下	被買収者の総資産 2,680 万ドル未満又は 買収者の年間売上高及び総資産 2 億 6,780 万ドル未満	非製造業	不要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模 M&amp;A</li> <li>被買収者が製造業</li> <li>当事者規模基準充足</li> </ul>	1 億 3,390 万ドル以下	検討不要	すべて (業種区分無し)	不要

最後に、FTC は各取引規模の引き上げに対応して、届出手数料も更新しました。下表4において、2026年の届出手数料を示します。これらの新手数料は、新届出基準同様、2026年2月17日付で施行されます。

立法当初届出手数料	取引規模	2026年新届出手数料	取引規模
3万ドル	1億6,150万ドル未満	3万5000ドル	1億8,960万ドル未満
10万ドル	1億6,150万ドル以上 5億ドル未満	11万ドル	1億8,960万ドル以上 5億8,690万ドル未満
25万ドル	5億ドル以上 10億ドル未満	27万5000ドル	5億8,690万ドル以上 11億7,400万ドル未満
40万ドル	10億ドル以上 20億ドル未満	44万ドル	11億7,400万ドル以上 23億4,700万ドル未満
80万ドル	20億ドル以上 50億ドル未満	87万5000ドル	23億4,700万ドル以上 58億6,900万ドル未満
225万ドル	50億ドル以上	246万ドル	58億6,900万ドル以上

出典: Revised Jurisdictional Thresholds for Section 7A of the Clayton Act, 91 Fed. Reg. 2133 (Jan. 16, 2026)をもとに筆者作成。

## The takeaway

以上のとおり、HSR 法及びクレイトン法に基づき、一定の M&A は FTC 及び DOJ の承認を得ることが求められています。これは取引全体の一つの過程に過ぎませんが、HSR 届出を怠ると、重大な罰則や差し止め訴訟のリスクを伴い、計画中の M&A に深刻な影響を及ぼす可能性があります<sup>21</sup>。したがって、米国において資産又は売上高を有する企業が M&A を検討する際には、HSR 届出の届出基準を早期に判定し、また、独占禁止法上の潜在的な問題の特定を速やかに行うため、早い段階で、専門家への相談を開始することが推奨されます。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング  
電話 : 03-6212-8001  
Email: [jp\\_tax\\_legal-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_legal-mbx@pwc.com)  
[www.pwc.com/jp/legal](http://www.pwc.com/jp/legal)

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

### 独占禁止法・各国の競争法チーム

#### パートナー

弁護士

茂木 諭

[satoshi.mogi@pwc.com](mailto:satoshi.mogi@pwc.com)

弁護士・カリフォルニア州弁護士

井手 瑠美

[Rumi.ide@pwc.com](mailto:Rumi.ide@pwc.com)

メリーランド州弁護士

アルパー スコット

[Scott.Alper@pwc.com](mailto:Scott.Alper@pwc.com)

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

<sup>21</sup> 15 U.S.C. §§ 18a(f), (g); 「民事金銭罰金額の調整」16 C.F.R.を参照。HSR 法の届出要件違反に対する現在の最大民事罰金を 1 日あたり 53,088 ドルと定めます。